

対象施設その他貸付金の交付を受ける者が提供した資産に物的担保を設定（以下この条において「担保の設定」という。）し、又は預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関若しくは商工会議所、商工会その他の団体による債務の保証若しくは市町村の債務負担行為に基づく損失の補償（以下この条において「金融機関保証等」という。）を受けなければならない。ただし、知事が債権の保全に支障がないと認める場合にあっては、担保の設定をすること、又は金融機関保証等を受けることを免除することができる。

- 2 前項本文の場合において、貸付けの決定を受けた者は、知事が債権の保全に支障がないと認めるに足りる担保の設定をすること、又は金融機関保証等を受けることができないときは、これらに加えて、知事が適当と認める連帯保証人を立てることができる。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、貸付けの決定を受けた者が、担保の設定をすること、又は金融機関保証等を受けることができないときは、知事が適当と認める連帯保証人を立てることをもって、これらに代えることができる。
- 4 知事は、債権の保全上必要があると認める場合は、借主に対し、物的担保、金融機関保証等又は連帯保証人（次項において「担保等」という。）の追加又は変更を求めることができる。
- 5 前各項の規定により、貸付けの決定を受けた者が担保等の提供をし、又は借主が担保等の追加若しくは変更をした場合において、その担保等の提供、追加又は変更に必要な費用は、貸付けの決定を受けた者又は借主の負担とする。

第29条及び第30条 削除

附則に次の2条を加える。

（金融機関が保証する高度化資金の貸付割合等の特例）

第4条 令和6年3月31日までの間、貸付けの決定を受けた高度化資金で、当該貸付けに係る債務の全部又は一部を預金保険法第2条第1項に規定する金融機関（次条において「金融機関」という。）が保証するものについての別表第3の規定の適用については、同表中「100分の80」とあるのは「100分の90」とする。

第5条 令和6年3月31日までの間、貸付けの決定を受けた高度化資金で、当該貸付けに係る債務の全部を金融機関が保証するものについての別表第3の規定の適

用については、同表中「0.60パーセント」とあるのは「0.15パーセント」とする。
別表第1の見出し中「、第3条」を削り、同表の1の項を次のように改める。

1 削除	
------	--

別表第1の2の項中「政令第3条第1項第2号イ」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第3条第1項第2号イ」に改める。

別表第3の1の項から4の項までの規定中「0.35パーセント」を「0.60パーセント」に改め、同表の備考中(15)を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の富山県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

（地域産業支援課）

富山県土採取規制条例施行規則及び富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月24日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第30号

富山県土採取規制条例施行規則及び富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

（富山県土採取規制条例施行規則の一部改正）

第1条 富山県土採取規制条例施行規則（昭和47年富山県規則第58号）の一部を次のように改正する。

READYFOR株式会社

東京都千代田区一番町8 住友不動産一番町ビル7階

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

令和5年度 富山県地域おこし協力隊及び富山県まちなか活性化応援モデル事業クラウドファンディング型ふるさと納税に係る寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットサイトによる支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和5年4月17日から令和6年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和5年5月12日

富山県告示第240号

令和5年度 富山県地域おこし協力隊及び富山県まちなか活性化応援モデル事業クラウドファンディング型ふるさと納税に係る寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、令和5年度 富山県地域おこし協力隊及び富山県まちなか活性化応援モデル事業クラウドファンディング型ふるさと納税に係る寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 委託した相手方の名称及び所在地

READYFOR株式会社

東京都千代田区一番町8 住友不動産一番町ビル7階

2 委託内容

令和5年度 富山県地域おこし協力隊及び富山県まちなか活性化応援モデル事業クラウドファンディング型ふるさと納税に係る寄附金の収納事務

3 委託年月日

令和5年4月17日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年5月24日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
航空機用燃料 予定数量 333,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社東亜メンテナンス 石川県金沢市増泉四丁目2番15号
- 5 随意契約に係る契約金額
53,846,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に掲げる場合に該当するため